

設問1 課題(1)について。

答1. ~~訴えの合法性~~

1. 本件訴えは適法か。既1: Bが。Bの訴えを提起しこるに於て。
= 重復訴禁止 (14条) に当たらぬか。問題とす。①

2. = 重復訴禁止の趣旨は、①判決矛盾防止、②被告の応訴負担の軽減、③訴訟不経済の回避にある。そこで、= 重復訴禁止に当たらぬかは、(1)当事者及び(2)訴訟物の同一性により判断可。

3. (1). 当事者の同一性

Bの訴えは、^{Aが}本件訴えは、原告と被告が逆になつており、
当事者はAとBであり、当事者は同一である。

(2). 訴訟物の同一性

Bの訴えの訴訟物は、BがAに対する不法行為に基づく損害賠償請求権であること。Aの本件訴えも同一であることより、訴訟物も同一である。②

4. さらに本訴は確認訴訟であり、別訴は、給付訴訟であることより、別訴が提起されること、本訴は確認の利益を失う。③

給付訴訟とは紛争の根本的解決に資する訴訟であり、限定された対象選択、方法選択の直否、即時確定の利益を検討し、

確認の訴えが認められる場合には、~~確認訴訟~~は適法である。④

また、~~本件訴えは~~、^{原告が確認を請求する} 自身の債務、消極的確認であるため、積極的確認に比べ、対象選択の直切性が~~要する~~ 劣る。

また、確認訴訟の確定により、既判力が生じ、既判力のうち、執行力も生じる給付訴訟に比べ、方法選択の直切性が

注釈の一覧 :平成30年民訴 .pdf

ページ:1

番号 : 1 作成者 : 090 MESE タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/29 9:54:51
条文の文言から論ずべきです。

番号 : 2 作成者 : 090 MESE タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/29 9:54:35
金額は？

番号 : 3 作成者 : 090 MESE タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/29 9:56:04
ここは、最判S16から再度学習下さい。別訴でも反訴と同じ帰結でしょうか。

1 即時確定の利益の面ではある。そのため、給付訴訟を提起するのは
2 2点、同一訴訟物についての確認訴訟は、訴訟の利益を失うと考える。
3 本件について、Aの訴訟提起により、Bの訴訟は、訴訟の利益を失い、
4 不適格却下となる。そのため、AがBに対する請求は、二重起訴禁
5 止に当たらず、適法とされる。
6 5. 以上、Aは、CとBと共同被告とすることができる。
7
8 (1) 再、Bに対する請求と、Cに対する請求を併合提起すること
9 になる。このため、同一の訴訟で複数の請求を提起する場合にあたる。
10 の場合、同一の請求について管轄権を有する裁判所にこの訴訟
11 を提起することができる(条、款)。ただし、^{数人に対する} ~~再~~訴訟は、38条
12 前段(但しの場合)に限られる(条、但書)。
13 (2) 本件についてAの損害は、BC両者の起しに本件事故という
14 同一の事実上...の原因に基づくと考え、これがあるため、38条前
15 段の要件を満たす。
16 (3) よって、Aは、Cと共同被告とし、乙地裁に訴訟を提起できる。
17 第2. 設問1 課題(2)について
18 1. AがBとCを共同被告とする訴訟を甲地裁に提起する場合、
19 この訴訟は適法か。Aは甲地裁、Bは乙地裁に提起し得る
20 ため、併合ができるため、二重起訴禁止に当たらないから。
21 2. AがB・Cと共同被告とする訴訟は、給付訴訟である。
22 前述の通り、紛争の根本的解決の点で、消極的確認訴訟と
23 給付訴訟の双方、訴訟を継続する必要性が高い。①に、確認
訴訟が先に提起されたら、本来の債権者が、自己に有利な管轄で

番号:1 作成者:090 MESE タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 9:56:55
主観的追加的併合の議論を勉強しておきましょう。百選を押さえるのは必須です。

番号:2 作成者:snsd1 タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 14:40:28
なぜ「紛争の抜本的解決」になるのでしょうか。執行力の話を書きましょう。

1 訴えは、起訴である(4子)は、いわば早い着勝ちという合理的な結果
2 が生じるものとなる。
3
4 ここで、給付訴訟に於いて、債務不存在確認訴訟が他の
5 裁判所で提起されて、二重提起に反せず許容されるものとなる。
6 したがって、Aは、B・Cを共同被告とする訴訟を甲地裁で提起し、
7 第3設問²に於いて
8 1. Bは、Aの診療記録について、所管者Bに文書提出命令
9 (220条、4号柱書¹)を申し立てることをしている。これに対し、Bは、これを
10 197条1項2号に該当する文書として、220条4号A(1)に、除外文
11 書に当たるとの反論を考へらる。以下検討する。
12 2. 220条4号Aの該当性について
13 ①、理、法の原則、文書の提出を一般義務化した趣旨は、真
14 実発見の要請に基く点にある。他方、220条4号Aは、例外
15 的に除外事由として趣旨は、患者のプライバシー権も保護する
16 点にある。とすれば、プライバシー権の保護の必要性が低く、真
17 実発見の要請が高い場合、197条2号に該当せず、除外文書にも当
18 らないと考へる。²
19 ②、本件Aの診療記録は、Aの病歴等が記載されている可能性が
20 あり、Aのプライバシー権を侵害する文書と見える。
21 しかし、Aは既に由病院で領収書、診断書、診療記録
22 の写しを提出している。このため、Aは、既に自己の虚偽について、プ
23 ラシーを放棄しているため、その要保護性は低い。③、Aの診
療記録全体が提出されたら、因果関係の立証等に^{影響}され

ページ:3

番号:1 作成者:090 MESE タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 13:27:51
221条を確認下さい。どこまでAが主張して、Dがどこまで反論する構図か確認下さい。

番号:2 作成者:090 MESE タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 13:28:44
条文の文言+要件提示がありません。
趣旨→規範→当てはめになっており、条文に基づいた議論になっていません。

番号:3 作成者:090 MESE タイトル:ノート注釈 日付:2023/08/29 13:29:46
プライバシーの放棄は言いすぎでしょう。Aは、自らの一切の病状を公開されても良いと本当に思っていますか。

1 考えらるゝに、事実発見のためには、提出の必要性は高い。

2 (3). よて、197条1項2号に該当せず、Dの反論は認めらるゝ。

3 3 220条3号前段該当性について

4 (1). Aの診療記録が、相手方当事者Bの利益のために作成さ

5 れたものと^{して}~~いふことが、Aの診療記録が、220条3号前段の~~

6 ~~利益侵害に与に与る問題となる。~~ らない。

7 (2). ①点、法が、文書提出命令を一般義務化して趣旨から、

8 尋証者の利益とは、広く、間接的に尋証の利益を含むもの

9 で足りる と考へる。

10 (3). 本件 Aの診療記録により、因果関係、の立証等に影響を

11 与へるに、間接的にBの利益に資するものといふ。

12 (4). よて、Aの診療記録は、220条3号前段に該当し、提出

13 義務が認めらるゝ。

14 第4. 設問3について

15 1. (1)について

16 (1). Cの(1)の理由は認めらるゝが、これに、補助参加(42条)に

17 関し、他人間の訴訟の結果に利害関係を持つ第三者が、一当事

18 者も勝敗地、かつ、自己の利益を争ふものである。その趣旨は、第

19 三者に予続関与を認め、自己の不利を回避する機会を与へる点に

20 ある。やはり趣旨から、第一審で補助参加してはならない。補助

21 参加人が訴訟の結果に利害関係がある場合、補助参加の中

22 出と共に、控訴できる。法45条1項が、上訴の提起、が可能と

23 するにせよ、これは認めらるゝと考へるべきである。

1	
2	4). 本件Bは、後述の(1)に補助参加の利益が認められるため
3	訴訟の結果に利害関係するものである。 [1]
4	5). したがって、Bは控訴して、Cの(ア)の理由が認められる。
5	2.(イ)について。
6	1). Cの(イ)の理由はBは、Aの訴えによって補助参加の利益が
7	認められるとすることができるが、かかる理由が認められるか。
8	2). 補助参加の趣旨から、補助参加の利益は、訴訟の結果
9	によって、参加人に法律上の利益がある場合に認められると考える。
10	これ基準の明確性を担保するため、訴訟の結果として、訴訟物
11	についての裁判の判断が決定する基礎に考える。
12	3). 本件第1審の判決の本文は、「AはCに対して請求を棄却
13	する旨を示すことができる。AはBCに対して請求は、共同不法行
14	為に於けるため、B-Cの債務は不正連帯債務となる。 [2]
15	ことから、AはCに対して請求を棄却し、BはCに対し、求償
16	請求をなし、Bの法律上の利益が害されることになる。 [3]
17	したがって、Bは補助参加の利益が認められる。
18	4). したがって、Cの(イ)の理由も認められる。したがって、両高裁の受
19	審裁判所は、 ^{Bの} 控訴を適法と認めるのである。
20	
21	
22	
23	

以上

番号 : 1 作成者 : sns1d1 タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/29 14:41:40
(ア)は補助参加の利益の話ではないです。端的に条文を指摘下さい。

番号 : 2 作成者 : sns1d1 タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/29 14:42:10
改正民法の議論も要確認です。

番号 : 3 作成者 : sns1d1 タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/29 14:42:56
誰と誰の関係が、誰に及ぶか整理下さい。
AのCに対する請求が棄却されて、BがCに求償権を行使できなくなりますか。